

<別紙1>

**介護老人保健施設「つる」訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)のご案内**
(令和7年6月1日現在)

1 事業者の概要

開 設 者 の 名 称	都留市
開 設 者 の 所 在 地	山梨県都留市上谷 1-1-1
電 話 番 号	0554-43-1111

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	都留市立介護老人保健施設「つる」(訪問リハビリテーション)
事 業 所 の 所 在 地	山梨県都留市つる 5 丁目 1 番 55 号
介護保険事業所番号	1951180007
指 定 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 日
通常の事業の実施地域	都留市内

3 施設の職員の概要

職 種	職 員 数	非常勤職員数	職 務
施 設 長		1 人	施設長の職務に従事する。
事 務 局 長	1 人 (内兼務 1 人)		事務長の職務に従事する。
管 理 者	1 人 (内兼務 1 人)		管理者の職務に従事する。
医 師	1 人 (内兼務 1 人)		利用者の健康状態の確認・指導を行う
作業療法士及び理学療法士	5 人 (内兼務 5 人)		理学療法士、作業療法士業務に従事する。

4 サービスの提供時間

営業日	通常営業時間	サービス提供時間
月曜日から金曜日まで (祝日・12月29日から1月3日を除く)	8:30~17:15	9:30~16:15

5 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の運営の方針

- (1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療養及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図ります。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (3) 明るく健康的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

6 サービス内容

機能訓練：理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成します。
作成した計画における療養上必要な事項について、利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供します。

7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

8 高齢者虐待防止について

- (1) 当施設では、利用者等の人権擁護・虐待防止等の為、研修等で職員の意識を高め適切な支援を行えるように努めます。
- (2) サービス提供中に虐待の事実を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡します。

9 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供にあたって、当事業所では次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）
 - ⑤ その他利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2) 利用者のお住まいにおいてサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気などの費用は、利用者の負担になります。
- (3) サービスをキャンセルする際には、利用予定日前日の午後 5 時 00 分までにご連絡ください。